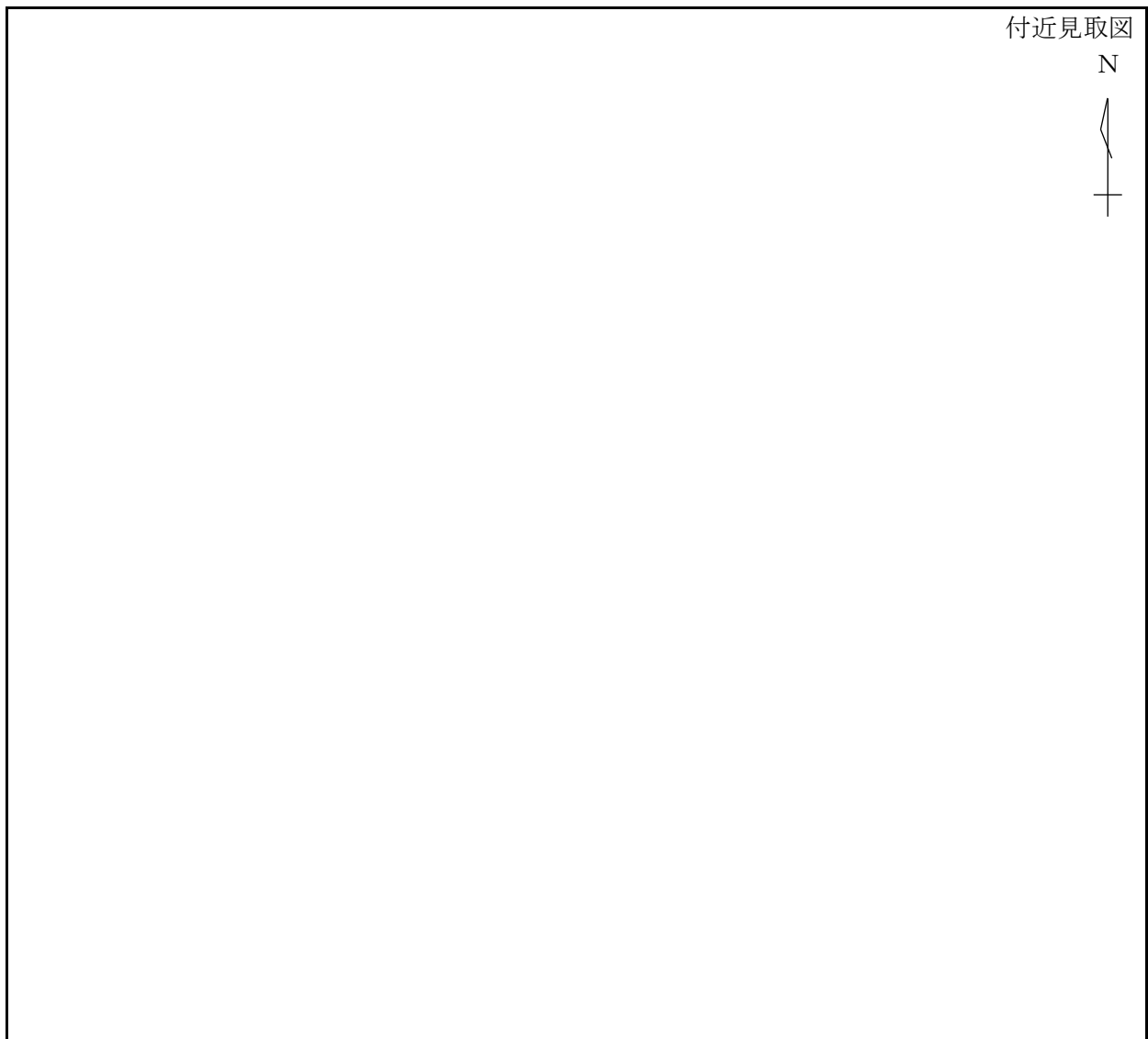


(様式第4号) 別紙

1	建物の内容	()階、()室・戸
2	受水槽	有 ・ 無
3	各室(戸)に給水栓 (各部屋にトイレ及び手洗い他)	有 ・ 無
4	私設水道メーター (各部屋の子メーター)	有 ・ 無
5	私設水道メーター口径	13 mm ・ 20 mm ・ 25 mm
*	二世帯住宅等のみ記入	台所() トイレ()

付近見取図

N



確 約 書

(あて先) 八尾市水道事業管理者

共同住宅等の所有者

住 所

氏 名

Ⓜ (※) 電話

(※) 法人の場合または本人が自署しない場合は、押印が必要です。

住宅名称

今般、別紙「共同住宅等の戸数計算申請書」のとおり、私所有の共同住宅等について、八尾市水道事業給水条例施行規程第26条第2項（共同住宅等の料金計算）の適用を受けるにあたり、八尾市水道局が定める下記事項を厳守することを確約します。

記

- 1 共同住宅等の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）に変更があった場合は、直ちに八尾市水道事業管理者に届け出ること。
- 2 所有者等は、給水装置の維持管理について常に留意すること。また、万一、故障等により漏水した場合であっても、水道局は一切考慮しないものであること。
- 3 本確約書の提出後に、室（戸）数の変更及び取消しが生じた場合であっても、原則として適用を受けた日から1年間は、共同住宅等の水道料金等（以下「料金等」という。）の計算方法及び戸数を変更できないものであること。
- 4 料金等の計算の適用は、水道局の現地調査及び審査終了後の初めての検針月に対応する月分からとするものであること。
- 5 水道局発行の料金等の領収書は1枚とし、各室（戸）には発行しないものであること。
- 6 各室（戸）の料金等に関する苦情等は、所有者等の責任において解決すること。
- 7 料金等は納入期限内に支払うこと。万一、納入期限内に支払わない場合は、八尾市水道事業給水条例第38条の規定により給水を停止されることがあること。なお、給水停止に伴う機器の故障、各室（戸）からの苦情や損害賠償請求等に対し水道局は一切責を負わないので、所有者等の責任において解決すること。
- 8 料金等の計算は、各室（戸）が均等に水道を使用したものとみなし、各室（戸）の基本料金に、全体の使用水量を室（戸）数で割った使用水量に対応する従量料金を加算した金額の合計に、室（戸）数を乗じて算出するものであること。

[八尾市水道事業給水条例（抜粋）]

第38条 管理者は、料金、工事費その他この条例の規定によって納付しなければならない金額を期間内に納付しないときは、完納するまで、給水を停止することができる。